

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者
堀内六郎
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1982年12月25日発行
第14巻 第12号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.14 No. 12

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

社会民主党政権の政策課題

The Policy Problem of the Social Democratic Labour Party

理事 中央大学教授 丸尾直美
Prof. Naomi Maruo

今年の9月、ストックホルムのSNS本部とコペンハーゲンの近くの東海大学センターの2ヶ所で、スウェーデンを中心とする北欧のエコノミストと日本のエコノミストとでささやかなシンポジウムが開かれた。

後者は当研究所の評議員の永山泰彦東海大学教授をはじめとする東海大学側のご厚意で、スウェーデン領を対岸にみる風光明媚な東海大学センターでビヨン・タールベリイ教授やカール・O・ファクセン氏等の参加を得て開かれた。ストックホルムのほうのシンポジウムは、当研究所評議員の永山泰彦、飯野靖四郎教授のほか、JETROストックホルム駐在の吉本・川崎両氏の御骨折りによるものであり、エリク・ルンドベリイ教授を議長としてスウェーデンの著名なエコノミストを集めて行われた。当日の9月17日は総選挙(19日)直前であり、総選挙では社民党が単独でも保守三党の議席を上回る勝利を収めたが、シンポジウムでは自由主義的立場のルンドベリイ教授のユーモアを混えた巧みな労組批判等を防衛するのにLOエコノミストのG・ダールシュトレム氏は大変だった。1970年代中頃まではスウェーデンのエコノミストが集まると大半は社民党支持者であったが、今はどちらかといえば逆の感じがする。社民党員として内部からLO・社民党の労働者(被用者)基金案を批判して代案として分散した市民基金を提唱していたアサール・リンドベック教授も総選挙の少し前に公開状を発表して社民党を去った。社民党は今回の総選挙で勝利は収めたものの、

パルメ党首自身もいうように、保守政党側の失敗に助けられての勝利であるだけに、これからが大変である。ことに当面のスタグフレーション・財政赤字・国際債務の累増という三重苦を脱却することと、労働者基金プランをどう具体的に導入するかが大きな政策課題である。労働者基金プランは従来型福祉国家の枠を超え、ポスト福祉国家への新しい展望を開く画期的政策であると同時に、一步間違えば、労使間、保革間のあつれきを激化させるおそれがある。それゆえ極端な共同基金方式にこだわらず、経営側の希望する従業員持株制の一面を織り込んだ複合方式を考える必要があるのではないかと思われる。第二次大戦後のスウェーデン福祉国家の黄金時代は1938年の労使の「歴史的妥協」の上に成立した。シンポジウムに出席したベント・リデーンSNS会長が言うように、今また労使と保革の間にスウェーデン型の新しい「歴史的妥協」を成立させ、スウェーデン・モデルを再生させることが、上の2つの政策課題にこたえるための条件ではないかと思われる。

目次

| | |
|---------------------------|---|
| 社会民主党政権の政策課題……………丸尾 直美… | 1 |
| スウェーデンにおける経済危機……………永山 泰彦… | 2 |
| 婚姻法改正の正しい動き……………坂本 優子… | 4 |
| 北欧女性研究者会議に参加して(2)…三瓶 恵子… | 6 |
| (新刊紹介)問われている学校教育…………… | 8 |
| 57年度研究月報目次一覧…………… | 8 |

スウェーデンにおける経済危機

Economic Crisis in Sweden

評議員 東海大学教授 永山 泰彦

Prof. Yasuhiko Nagayama

スウェーデンというと、福祉国家、平和国家、非同盟中立、あるいは民主主義の実験国などのイメージが浮んでくる。また、わが国では福祉国家としてのスウェーデンの側面がよく知られている。1950～60年代における好調な経済を基盤として築かれた、「高福祉・高負担のモデル」として有名になった。

しかし、2回にわたる石油ショックによって、世界経済は転換期に入り、先進工業諸国は深刻なスタグフレーションに悩んでいる。なかでも、スウェーデン経済が受けた打撃は大きく、現在かなり深刻な経済危機に直面している。この近年における経済不振が、去る9月の総選挙で、政権交替をもたらす一因になったわけである。そこで、経済危機の背景と、今後の経済再生の可能性を探ってみたい。

石油ショック後のスウェーデン経済

大多数のスウェーデン人は、現在スウェーデン経済が非常に深刻な状態におかれている事実を認識している。この背後には、もちろん現在の世界経済が、1930年代以来最悪の世界同時不況に陥っている事実と無関係ではない。そして、年内期限分の債務が支払えなくなったポーランド、アルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ、とくに去る9月1日に、民間の主要銀行をすべて国有化し、為替管理を全部中央銀行に集中化させるという、背水の陣を敷いたメキシコなどの例と比較すれば、危機の程度はずっと軽い。

しかし、スウェーデン経済はOECD加盟の先進工業国のなかでは、イギリスとともに最も悪い状態になっている。スウェーデン経済のパフォーマンス（経済の成果）をみると、第一次石油ショック以来非常に悪化している。スウェーデン経済は、2回にわたる石油危機をうまく乗切れなかったといえよう。この実態を知り、何が問題なのかを探るために、スウェーデン経済を整理すると、とりわけ次の3点において著しい。

- 1) 相対的に低い成長率および高い物価上昇率。
- 2) 輸出の不振：海外市場におけるスウェーデン輸出市場のシェア低下。
- 3) 財政赤字の拡大および海外債務の増大。

まず第一の問題は典型的なスタグフレーションの状態である。まず、成長率であるが、第1表の主要国（OECD加盟国）の実質経済成長率（国内総生産：GDPの伸び率）は、1979、1980年を除いて、OECD全体の平均をかなり下回ってしまった。とくに、1976～80年の5年間における年平均成長率は1.3%にとどまり、この期間におけるイギリスの年平均成長率1.7%よりも低く、OECD加盟国中の最低を記録してしまった。もっとも、80～82年の3年間だけをとると、年平均0.8%になり、イギリスの年平均成長率-0.6%を上回ってはいる。

次に、卸売物価と消費者物価の上昇率であるが、卸売物価の年平均上昇率については、イタリア、イギリス、デンマークに次いで高く、1979～81年の3年間の年平均上昇率は12.7%であった。また、消費者物価上昇率もイタリア、イギリスおよびフランスに次いで高く、1979～81年の年平均上昇率は11.0%になった。

1970年代後半のスウェーデン経済は、典型的なスタグフレーション状態になっている。

第二に、1970年代の後半から国際収支の均衡が崩れ、赤字幅が拡大している。とくに、1979年以降年を追って赤字幅が拡大している。経常収支の赤字幅は、1978年を除き、GNPの2～3%という大幅なものになっている（第2表参照）。これは、60年代の好況期における赤字幅の約2～3倍に相当し、1947年における国際収支危機以来の悪化である。

国際収支が不均衡になり、赤字幅が拡大した理由は、主としてスウェーデンの輸出が伸び悩み、輸入商品とりわけ原油の輸入価格上昇をカバーできなかったためである。スウェーデンの経済省および国立経済研究所は、この原因は、スウェーデ

ンの輸出商品の国際競争力の相対的低下のため、海外市場におけるシェアが縮小したためであると分析している。経済省および国立経済研究所の分析によると、OECD輸出市場において、1979～80年にスウェーデンはシェアを約3.5%失った。

OECDの市場だけでなく、世界市場においても、スウェーデンの輸出額は相対的に伸び悩んでいる。1960年代には、非産油国中、スウェーデンの一人当たり年平均輸出額は828ドルで、ベルギー、オランダに次いで世界第3位であった。なお、日本は190ドル。ところが、1970年代には一人当たり年平均輸出額は3,484ドルにとどまり、スイス(4,356ドル)や香港(3,936ドル)にも抜かれ、第5位におちている。なお、1位はベルギーの5,765ドルで、日本は1,099ドルであった。

スウェーデン経済の貿易依存度(GNPにおける輸出あるいは輸入の比率)は約30%であり、日本の16～17%よりも大きい。したがって、輸出不振はスウェーデン経済にそれだけ深刻な影響を与える。

次に、スウェーデン政府の財政赤字は石油ショック後、急速に拡大し、1977年には赤字額が約100億クローナ(GNPの6%)であったのが、1980年には200億クローナ(GNPの10%)と倍増した。

各界の見方

スウェーデンの経済界・産業界では、現在スウェーデン経済が危機的状態にあるという点で見解が一致している。まず、経済省の見方は、1970年代に公的部門(とくに地方政府部門)が拡大しすぎ、労働市場の流動性の低下とともに労働力の民間部門への供給を損ったこと、生産性が相対的に低下し、国際競争

力が落ち、とくに重要な産業部門である森林で構造問題が発生したと分析している。

スウェーデン労働組合総同盟(LO)は、スウェーデン経済は、疑いもなく不均衡が拡大し、インフレは加速し、投資率が下落している。これらを基本的に改善する政策を打ち出すべきである(イエスタ・ダールシュトレム前在日スウェーデン大使館の経済アタッシェによる)。

第1表 OECD主要諸国の年平均経済成長率の推移

| | (GDP、%) | | | | | | | |
|--------|--------------|-----|------|-----|-----|------|---------|----------|
| | 1970 ～75年 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | ※ 81 | ※ 82年 |
| スウェーデン | 1.9 | 1.2 | -2.0 | 1.3 | 4.3 | 1.9 | -0.9 | 1.4 |
| デンマーク | 2.3 | 6.9 | 1.9 | 1.0 | 3.5 | -1.0 | -0.2 | — |
| ノルウェー | 4.7 | 6.8 | 3.6 | 4.4 | 4.5 | 3.8 | 0.8 | — |
| 北欧全体 | — | 2.9 | 0.3 | 2.4 | 4.4 | 1.7 | -1.1 | — |
| 西ドイツ | 2.1 | 5.2 | 3.0 | 3.3 | 4.6 | 2.0 | 0 | -0.5 |
| フランス | 4.0 | 5.2 | 2.8 | 3.6 | 3.2 | 1.3 | 0.2 | 1.0 |
| イタリア | 2.4 | 5.9 | 1.9 | 2.6 | 5.0 | 3.9 | -0.2 | 0.8 |
| イギリス | 2.1 | 4.2 | 1.0 | 3.6 | 1.3 | -1.4 | -1.2 | 0.6 |
| アメリカ | 2.3 | 5.6 | 5.1 | 4.4 | 2.3 | -0.2 | 1.7 | -1.5 |
| 日本 | 5.0 | 6.5 | 5.4 | 5.9 | 5.9 | 4.2 | 2.7 | 2.0 |
| OECD全体 | 3.1 | 5.3 | 3.7 | 3.8 | 3.5 | 1.4 | 1.2 | 0.5 |

(出所) 1. 北欧諸国は、Yearbook of Nordic Statistics, 81' および Konjunkturläget, 他はOECD

2. 81～82年の西ドイツ、フランス、イタリアおよび英国はEC委員会経済見通し

(注) 1970～80年は、1979年の米ドル価で、その他は時価によるため、厳密に比較はできない。

第2表 スウェーデンの輸出入と国際収支の動向

(10億スウェーデンクローナ)

| 年 | 輸出 | 輸入 | 貿易収支 | 経常収支 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1975 | 72.0 | 72.4 | -0.6 | -1.5 |
| 76 | 80.2 | 85.3 | -5.2 | -7.1 |
| 77 | 85.7 | 90.2 | -4.9 | -9.5 |
| 78 | 98.2 | 92.8 | +5.1 | 0 |
| 79 | 118.2 | 123.0 | -5.1 | -9.9 |
| 80 | 130.8 | 141.7 | -11.6 | -18.8 |
| 81 | 144.1 | 146.1 | -2.8 | -15.8 |
| 82 ⁽¹⁾ | 167.4 | 164.6 | +2.0 | -14.4 |

(出所) Nationalräkenskaperna och Konjunkturläget

注 (1) 82年は予測値

また、スウェーデン経営者連盟(SAF)およびスウェーデン産業連盟(SI)は、1970年代にはスウェーデン国内の政治的・経済的不安定が、企業の投資活動を妨げ、国際競争力を弱め、経済

の不振を招いたとともに、政治的不安定の要因として、「労働者基金」論争があげられるという見方をしている。

《寄稿》

婚姻法改正の新しい動き

The New Movement of Marriage Law Reform

神戸大学大学院法学研究科 坂本 優子

Miss Yuko Sakamoto

ここ数年スウェーデンでは、婚姻法改正の新しい動きがにわかに活発化してきた。今回紹介する家族法改正審議会の報告書は、1973年改正(婚姻の締結と解消等)1978年改正(子と離婚配偶者の扶養等)に続く第3弾の改正に関するもので、夫婦間の経済的関係—夫婦財産制、離婚あるいは死別の場合の財産分割、生存配偶者の相続権—を主眼としている。また、近年問題となっている事実婚の法的保護についても討議されている。

スウェーデンのみならず他の北欧諸国においても、各配偶者が、婚姻締結時に持参した財産、婚姻中に自己が獲得した財産の唯一の所有権者であり、独立の管理権を有する。債務(日常家事債務は除く)については、各自が責任を負えばよい。そして死別あるいは離婚による婚姻解消時に夫婦の財産(特有財産—日本における特有財産の概念とは異なる—を除く)が合算され—婚姻共有財産(giftorättsgods)—、均分される、というのが、これまでの原則である。現行法のもとでは、夫婦財産契約(äktenskapsförord)によって分割の対象となるべき財産を特有財産にすることでこの原則に修正を加えることは可能であるが。この制度は、「据え置き」共有制と呼ばれている。問題は、夫婦が生活していた家や家財が誰のものになるかを決定することにある。一方配偶者が家や耐久財を買い、他方配偶者が消費財に自分の収入を費したり、あるいは家事労働に専念している場合、これらを特有財産にしてしまうと財産分割の結果は不公平なものになってしまう。そこで、家族法改正審議会は、財産分割の際、共同使用のために獲得された家や家財は必ず共有物として扱われ(つまり単独所有権に服さない)、夫婦財産契約によっても特有財産にすることはできないとした。

婚姻共有財産の均分についての例外は、比較的

短期間しか続かなかつた婚姻の場合には認められるべきであろう。新しく提案された原則によると、各配偶者は、婚姻解消時に自己の財産(婚姻締結時に持参した財産、婚姻中に自己が獲得した財産)のみを分割請求できる。夫婦間で協議が調わないならば、各配偶者の財産(特有財産を除く)のうち、 $\frac{\text{婚姻継続年数}}{10\text{年}}$ の部分が分割の対象となる。例えば、婚姻生活が5年しか続かなかつたとすると、各配偶者の純財産の $\frac{1}{2}$ が他方配偶者と共有され分割されることになる。また、一方配偶者が莫大な負債をかかえていたり、逆にかなりの特有財産を有している場合、均分は他方配偶者にとって非常に不利である。このような場合には、他方配偶者は自己の財産の大部分を、あるいは一方配偶者が破産宣告を受けた場合はすべてを留保することが可能であろう。

死別の場合、スウェーデン法では原則的に生存配偶者に相続権がないので、現行法においては、夫婦の財産が少ない場合、相続人に優先して婚姻共有財産のうち国民保険法(1962年5月25日法律第381号)に規定される基準額の4倍の額を留保することで、生存配偶者を保護しようとするが、この額は生存配偶者が死亡配偶者の生命保険の受取人になることにより減額されるべきである。他方、この原則は夫婦の共有となるべき家と家財以外に分割する物がほとんどない場合にも適用が拡大され、この場合には、基準額の2倍が相当とされている。

現行法では、各配偶者は婚姻共有財産を不当に減少させてはならないという義務があり、この義務を怠って他方配偶者に損害を与えると損害を填補しなければならない。しかし、これらの規定は婚姻中の夫婦の経済的独立性にそぐわないという理由と、填補賠償規定は複雑で適用がまれである

という理由で、改正審議会は削除を提案している。

本来、夫婦財産契約は、裁判所の関与するところではなく、裁判所が取り消すことはできず、夫婦が新しい契約を締結することで先の契約を変更してきた（夫婦の一方が死亡すると変更は不可能となる）。今回、改正審議会は、一定の財産が分割されないという旨の夫婦財産契約が不平等であるならば、裁判所あるいは夫婦間の契約によって取り消すことが可能で、一方が死亡しても、その契約は死亡配偶者の相続人と生存配偶者によってなされうることを提案した。

相続に関しては、先に述べたように、死亡配偶者に直系卑族がいる場合には、原則として生存配偶者には相続権がないのだが、統計上、配偶者の死亡時には生存配偶者も高齢であり、子はすでに親から独立している場合が多い。遺産は、相続人の扶養のためというより、生存配偶者が家を保ち、一定の生活水準を維持できることに重点がある。そこで、直系卑族の相続権を減じることによって生存配偶者の権利を強化させようというのが今回のねらいである。例えば、死亡配偶者が、生存配偶者の直系卑族ではない者（継子がこれにあたる）を残した場合、生存配偶者は、一生涯、残された遺産について処分権を有し、かつ留保できる。この配偶者が死亡した時に初めて、先死亡配偶者の直系卑族は、遺産の $\frac{1}{2}$ に対して権利を有する（残りの $\frac{1}{2}$ は生存配偶者の相続人にいく）。直系卑族がこの方法に異議がある場合は、生存配偶者が死亡配偶者の遺産の $\frac{1}{2}$ 、残余を直系卑族が直ちに分割することもできる（これらの者が生存配偶者の相続人でない時は、生存配偶者の死亡時には遺産に対して何らの権利も有さない）。

死亡配偶者に直系卑族がない場合、現行法では、生存配偶者が全遺産を相続し、死亡配偶者の親、兄弟姉妹及びその直系卑族（死亡配偶者の甥、

姪）は、生存配偶者が死亡した時に、遺産に対して $\frac{1}{2}$ の権利を有する。しかし、改正審議会は、生存配偶者が再婚し、再婚相手を残して死亡した場合は、生存配偶者の先死亡配偶者の親、兄弟姉妹等の相続権に対して、この再婚相手を優先させることにした。

近年、社会学や法律学の方面から事実婚(sambo)の研究が進められてきた。今回、改正審議会は、「婚姻（法律婚）に代わるものとしての事実婚を対象とする法律を制定する必要はない。必要なのは、実際問題の解決を見出すことであり、特に事実婚解消の際の弱者保護である。」という基本方針に立ち、事実婚当事者の共同使用のために獲得された家や家財は、法律婚の場合と同様、事実婚当事者の共有物と考えられ、各自が $\frac{1}{2}$ の持分権を有する。死別の場合は、家や家財に付、基準額の2倍に相当する部分について権利を有する。事実婚当事者が有する家や家財以外の財産の分割に関する原則や扶養についての具体案は用意されていない。もちろん現行法と同様、事実婚当事者間には相続の問題は発生しない。ただ遺言によって他方に財産を残す途は残されている。総じて、改正審議会は、事実婚の保護については、婚姻法の中に含めてしまうのが最善策であると考えているようである。事実婚当事者は、「共同の家と家財を有し、婚姻類似の形態で共同生活している者」と定義された上で、事実婚当事者に準用される婚姻法の条文を指し示すことにより保護の目的は達成されるであろう。

紙面の都合上、詳細に報告できないのが残念であり、資料不足も手伝って不完全なものになってしまったが、以上でこの稿を終わる。なお、今回の改正は、1982年9月14日現在まだ国会を通過していない。今後の動向に注目したいと思う。

（月報目次一覧）8ページのつづき

No.11 第7回流通・生協視察団報告……………内藤 英憲
同上の生協視察団訪問先リストおよび参加者一覧
（論文紹介）スウェーデンにおける高等教育進学
の拡大 リレモール・キム博士（吉田道男要訳）
北欧女性研究者会議に参加して(1)……………三瓶 恵子
ノーベル平和賞 ミュルダール女史に……………

No.12 社会民主党政権の政策課題……………丸尾 直美
スウェーデンにおける経済危機……………永山 泰彦
婚姻法改正の新しい動き……………坂本 優子
北欧女性研究者会議に参加して(2)……………三瓶 恵子
<新刊紹介>問われている学校教育……………

北欧女性研究者会議に参加して (2)

Attending at the Nordic Woman Researchrs Congress (2)

三 瓶 恵 子

Ms. Keiko Sampei

(Graduate student of Uppsala University)

総じてどの講演も大変わかりやすく、また啓発されるものでした。研究者達が講演の導入として述べた自分史は、先に述べたダールは例外として、どれもみな困難・障害にみちたもので、男性の同僚がどんどんキャリアを積んでいくのを横目で見ながら辛抱して研究を続ける苦しみ、また女性ならではの視点からの研究は、“学問的でない”とされ研究所で異端視、黙殺される傾向にあるのをいかにねかえしてきたかという経験の披露等で、聴衆の共感をそそりました。

どの講演者も、女性的視点からの研究はその学問分野全体の発展につながると断言したのがとても印象に残っています。たとえば文学研究者ビルギッタ・ホルム (Birgitta Holm) も、いわゆる“女流作家”の作品をたんねんに分析し、追っていけば、従来のもとは異なる文学史ができあがるはずだと説きました。

女性研究者という共通の基盤があると、専攻の違う分野の最先端(?)の研究の内容も理解できるものだとわかったことも収穫の一つでした。

専攻別グループ討論

前述したように、午後は専攻別、宿泊階別のグループ討論にあてられました。専攻別といっても、参加者選抜の際に提出した各自の書類によって執行委員会が適当に分けたもので、ふたをあけてみると各自の専門がだいぶかけはなれていたグループもあったようです。

各グループでは、午前中の講演や自分達の経験、問題をたたき台にして、活発な討論がくりかえされました。

話は少々それますが、この“北欧女性研究者会議”のすばらしかった点の一つに、毎日30ページにもわたる“新聞”を発行したことがあげられます。各グループは、その日の討論が終わると、そのまとめをA4タイプ用紙1枚にタイプして提出することを義務づけられ、執行委員会の“新聞班”

が、それらの報告に全体の情報等を加えて新聞を作り、印刷し、次の日の朝にはもう全員に配布するという機敏さでした。

その新聞を見ると、各グループでずいぶん異なる内容の話合いが行われたことがよくわかります。

グループ① 女性と権力について(発展途上国における女性の地位をめぐる)

② 女性的視点、社会化、イデオロギー

③ 家庭の中の社会化、女性学樹立の可能性

④ 学校の中の男女平等、男性指導者の問題

⑤ 女性研究者が研究を続ける上で、いかに女性的視点を保持していくか

⑥ “女性と家庭に…”という意見とどのようにたたかってきたか

⑦ パラダイムの問題、“役割”をどうとらえるか

⑧ 女性解放運動と大学

⑨ “女性と健康”における女性的視点

⑩ 健康、性の問題

⑪ 女性と職業

⑫ 女性と産業化

⑬ 女性学研究とその戦略、家父長制と権力構造

⑭ 現代の女性問題

⑮ 家事

⑯ 男女の意識の差をみるためのアンケート調査をすると、どの分野においても似たような傾向がみられること

⑰ 家事と女性の状況

⑱ 研究所における競争

専攻別グループは一日おいてもう一度顔をあわせるのですが、同じ問題を通じて討論した組、その日の講演について討論した組、自己紹介と一般的问题提示をしたらあとはどうどうめぐりだった組等、バラバラな状況でした。グループ編成のあたりはずれもあるのですが、私はどちらかという

とはずれのグループに入ってしまう、あまりに背景、研究分野の異なるメンバーで共通の専門的な討論ができなかったことが少々残念でした。

宿泊グループ討論

この宿泊グループ別に討論するようなシステムも用意したことについては賛否両論ありましたが、私は積極的に評価されてよいのではないかと思います。専攻別グループで満足できなかった者へのもう一つのチャンスにもなるし、いろいろな人と知りあう機会を二重にもつことにもなるからです。専攻別グループがより“学問的”な論議を第一目的としていたのに対し、宿泊グループは互いの問題と方法と体験の紹介に重点をおくものだったといえましょう。

“北欧女性研究者会議”の評価、感想

これまで何度か国際会議に出席してきましたが、これほどインテンシブな会議——ワーク・ショップははじめてでした。朝食のテーブルからすでに討論がはじまり、話す相手、仲間がかわるとはいえ、夜おそくまで話し続け、考え続けるのです。討論以外の時間には有志の展示（たとえば、“ポスターにみる中国の女性差別”等）あり、劇あり、歌ありで、本当に休む暇もないほどでした。

誤解をおそれずに言えば、この会議の運営自体が大変“女性的”なものであったような気がします。たとえホテルのすぐそばに住んでいようと、通うことは許されず全員同じホテルに宿泊すること——ちなみに国立銀行の資金が活用されたため、食費を除いては費用がかかりませんでした——。男性は前述のように一人の例外を除いて、討論に参加できないこと、講演が長びけば長びいた分だけ予定をずらしていくこと等々。

それでも初めての試みだったので小さなミスはあちらこちらにみうけられました。新聞、テレビ、ラジオ等報道機関への通知・応待が不十分だったこと、一応マスターの資格（3単位・Cコース論文提出者）以上という選抜条件はあったものの、地域（大学区）によっては、だいぶ制限がゆるやかで、バラエティに富みすぎるメンバーになってしまい（作家、教師等、“純粋研究者”ではない人々もかなりたくさんいました。そのこと自体はまた別の意味で歓迎すべきことではありますが）、討論が中途半端になりがちだったこと、場所を提供したウーメオ大学側との連絡ミス等です。でもそれらの小さなミスにもかかわらず、ほとんど全

員が大成功だったと評価していました。もちろん私もそう思います。

参加者のほとんどが40代以上だったことも注目されるべきだと思います。子どもが手を離れてから研究をはじめた、あるいは中断していた研究に戻ったという人がほとんどなのです。折しもこの会議の期間中（6月11日）に大学院生に与えられる給与奨学金（助手の報酬相当とみなされる）に45歳という上限年齢を設けるという国会決定がなされたのですが、この会議の全体会でそれに対し満場一致で反対アピールが出されました。

“男女平等の国”といわれるスウェーデンにおいても、学術研究の分野はもしかしたら普通の労働市場よりも保守的で男性優位なのかもしれないと思ったりもしました。各研究所で、「頭の固い年配男性教授に研究がなっちゃいないといわれて」（最も一般的だった自己紹介の一部）、意気消沈したり、あるいは孤軍奮闘してきた女性研究者達が、なんとかか手を組んで、従来の学問分野の枠、壁をこえて“女性学”を作ろう、女性研究者の輪をひろげてささえあっていこうというこの会議の最終アピールは大変感激的なものでした。

連日、講演の前や休憩時間に歌われた歌を最後に引用してこの“北欧女性研究者会議”の報告をひとまず終えたいと思います。なお、この会議の“講演録、参加者紹介一覧”等は、半年又は一年後くらいに発刊される予定だそうです。また次回の“北欧女性研究者会議”は、三年後くらいをめどに中部スウェーデンの大学で開催されるのではないかと思います。

＜泣かないで——研究を続けて＞

図書館の机で泣いているあなたに
私はなんとってあげられるのかしら
あなたがくりかえしいじめられて
こらえきれなくなった時
私はなんとってあげればいいのかしら
＊（くりかえし）
女の人は火と風とでできているの
女の人はその人生を生きていくの
女の人は火と雷とでできているの
泣かないで、泣かないで——研究を続けて
使えそうな言葉があったの
どう書けばいいかわかったの
私にいつも生きる力をさずけてくれる
歌を見つけたの
（＊ くりかえし）

泣いているあなたに
私は今こう言えるわ
いっしょにいらっしやい
私達の時が来たの

いっしょにいらっしやい
私達は今、いっしょに
忘れられていた世界をまた見つけたすの
(* くりかえし)

(訂正) 前号掲載の本稿(1)の標題中 Students は Researchers に訂正する。

<新刊紹介> 問われている学校教育

—先進諸国における学校の比較考察とその未来像—

トールステン・フセーン著

河野重男・中嶋博・澤田利夫監訳

当研究所と極めて関係の深いストックホルム大学名誉教授T・フセーン博士は、文字通り世界の教育研究における第一人者である。ところでこの書はアスペン・セミナーの研究成果を著者なりにまとめたものであるが、その平易さのゆえにイギリスの放送大学のテキストとしても使用されている。それが今回、当研究所常務理事中嶋博早大教授らによって訳出されたことはご同慶にたえない。

本書はスウェーデンをはじめ、我が国をも含めた先進諸国における学校教育を比較考察し、「危機」の諸症状と原因を明示して、新たな学校教育創造のための具体的提言を行っている。

学校の「危機」が叫ばれ、中教審でも学校教育の在り方が検討されている折から、教育に関心ある人に一読をおすすめしたい。

(第一法規刊、¥1,900) —小野寺—

昭和57年度研究月報目次一覧

- | | |
|---|--|
| No.1 年頭にあたり……………平田富太郎 Messages for the New year …………… スウェーデン大使 ヨベウス 報道官 高等教育との結婚(トールステン・フセーン)(4) …中嶋 博訳 | No.5 スウェーデンの生活保障……………庭田 範秋 戦後のスウェーデン文学(エスプマルク教授)… 高齢化社会視察団について(3)……………小野寺百合子 |
| No.2 パルメ委員会の成果……………岡野加穂留 高等教育との結婚(トールステン・フセーン)(5) …中嶋 博訳 ノーベル賞授与と祭典出席記……………田中 育郎 1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革(1) …松下 正三 消費者オンブズマン……………福田 佳明 | No.6 研究所設立十五周年記念講演会開催…………… 故アルムクヴィスト元大使を偲んで…菱木昭八朗 1981年秋におけるスウェーデンの経済状況 …リレモール・タリン(斉藤伸子訳) |
| No.3 スウェーデンの聴力障害者向けTV…秋山隆志郎 高齢化社会視察団について(1)……………小野寺百合子 高等教育との結婚(トールステン・フセーン)(6) …中嶋 博訳 1982/83年度予算案とスウェーデン版行政改革(2) …松下 正三 | No.7.8 北欧より帰って思う……………武田 龍夫 スウェーデンの選挙制度、選挙運動、選挙資金、 議員候補者指名手順等の概要……………松下 正三 (研究所設立十五周年記念講演会)…………… スウェーデンに見る平和の生きざま …岡野加穂留 オンブズマンによる国政査察……………潮見憲三郎 (紹介)スウェーデンの1982年総選挙運動 を通してみられる主要な政治的争点 …グンボル・ヒルデン |
| No.4 アムルクヴィスト元大使の逝去を悼む …西村 光夫 高齢化社会視察団について(2)……………小野寺百合子 新しい高校—高等学校調査審議会報告書 …三瓶 恵子 <新刊紹介>エレン・ケイ教育学の研究…………… | No.9 北欧にみる地方の時代……………中嶋 博 80年代の老人ケア……………小野寺百合子 減少続くニ結婚、増えるニ同棲…三瓶 恵子 No.10 議会選挙でパルメ(社民党)快勝……………岡沢 憲英 総選挙と社民党政権復帰の背景……………松下 正三 第29回北欧法律家会議に出席して…菱木昭八朗 Frisksportare キャンプに参加して…三瓶 恵子 |

(5 ページにつづく)